

高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 市民税関係

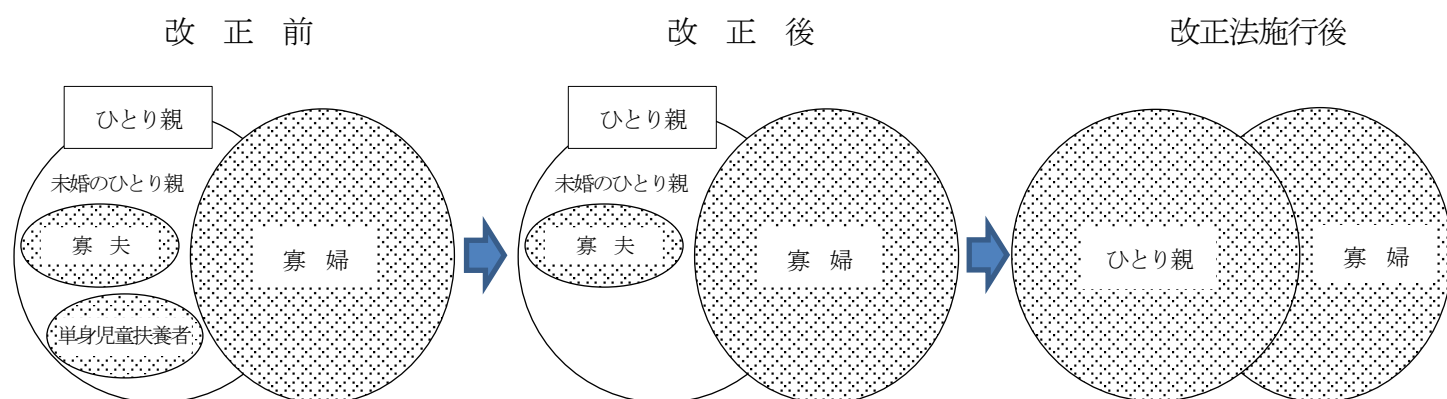
(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置等に伴う人的非課税措置の見直し

- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、子を扶養する単身者について「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。（政令、法規則等を踏まえ、別途条例改正）
- ・上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く。）を対象とする。（政令、法規則等を踏まえ、別途条例改正）
- ・上記条例改正の前段として、平成31年度改正で措置した単身児童扶養者の人的非課税措置への追加規定を削除する。

※ 単身児童扶養者：子を扶養し児童扶養手当の支給を受けている婚姻歴のない単身者

[第1条の改正中、第29条の2、第29条の3]

人的非課税措置の対象（網掛け部分）



※ 人的非課税措置の対象は、前年の合計所得金額135万円以下の者

(2) 肉用牛売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長

市場等において売却した肉用牛の売却所得に係る個人市民税の所得割の課税を免除する特例を、令和6年度分まで3年間延長する。

[第1条の改正中、付則第9条]

(3) 優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の課税の特例の一部延長

優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例を、令和5年度分まで3年間延長する。ただし、次の譲渡に対する特例は延長せず廃止する。

- ①都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地の譲渡
- ②都市計画区域内において一団の宅地の造成（都市計画法の開発許可又は土地区画整理法の認可を受けたものに限る。）を行う者に対する譲渡

[第1条の改正中、付則第11条の2]

2. 固定資産税関係

(1) 所有者不明土地等に係る対応

①現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

- ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）は、氏名・住所等必要な事項を申告しなければならない。
- ・現所有者に係る申告すべき事項について、正当な理由なく申告しなかった場合には、10万円以下の過料を科すものとする。

[第1条の改正中、第60条、第82条の4、第83条]

②使用者を所有者とみなす制度の拡大

- ・調査をしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるものとする。

[第1条の改正中、第60条]

(2) わがまち特例に係る特例措置の見直し

- ・公害防止施設（大気汚染防止法に規定する指定物質の排出・飛散を防止する施設を除く。）及び再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年間延長する。
- ・再生可能エネルギー発電設備のうち出力が5,000kW以上の水力発電設備に係る特例措置について、課税標準に乗ずる割合を4分の3とする。（参酌基準と同じ。）

[第1条の改正中、付則第15条の3]

3. 市たばこ税関係

(1) 輸出用等の製造たばこの課税免除手続きの簡素化

輸出又は輸出の目的で輸出業者に売渡される製造たばこ等に対する課税免除について、課税免除に該当することを証する書面を保存している場合に適用することとし、申告の際の当該書面の提出を不要とする。

[第1条の改正中、第108条の2]